

**危機・リスク事例に学ぶ中小企業のリスクマネジメント**  
**(第8回) 2013年5月15日**

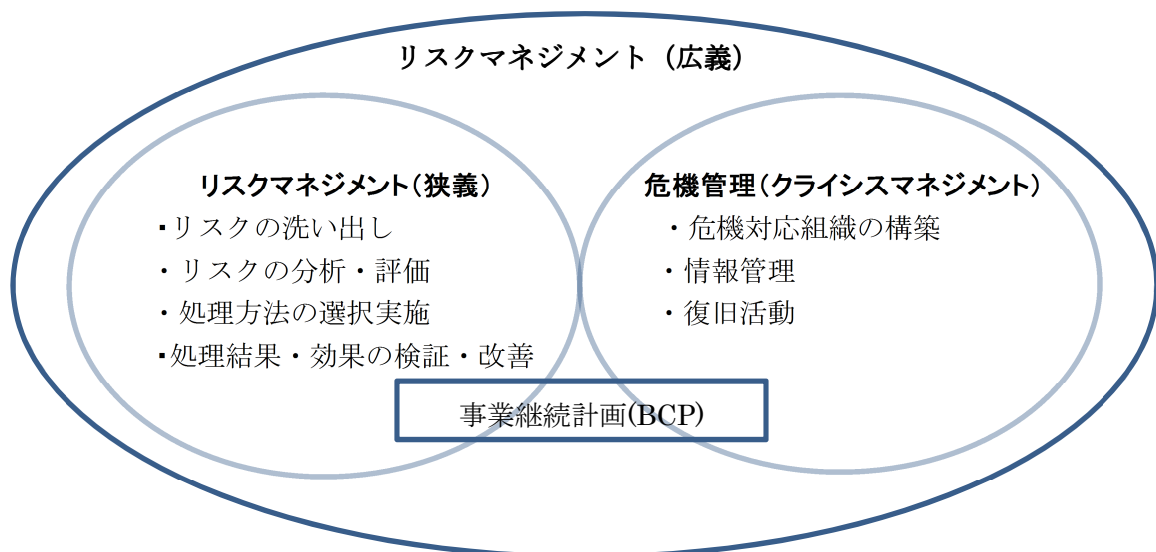
**《事業継続計画(BCP)》**

これまでリスクマネジメント（狭義）の各ステップと危機管理（クライシスマネジメント）について説明してきたが、このところよく耳にし中小企業庁が推進している事業継続計画(BCP)とは何であろうか、また危機管理（クライシスマネジメント）との違いは何であろうか。

整理すると、以下の通りである。

リスクマネジメント (広義)	企業などが存続と発展のために阻害要因を明確化し、損失発生または期待利益喪失を回避または最小限にするために対策を講じること
リスクマネジメント (狭義)	リスクマネジメントを実施には「リスクの洗い出し」、「リスクの分析・評価」、「リスクマネジメント処理方法の選択実施」、「処理結果・効果の検証・改善」の各ステップがある
危機管理(クライシスマネジメント)	危機が発生した後に、被害や損失を最小限化するための対策を講じること
事業継続計画(BCP = Business Continuing Plan)	緊急事態(自然災害、大火災、感染症など)に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などをあらかじめ取り決め、それを文書化したもの(注1)

危機管理は危機が発生した後に被害や損失を最小限化するための対策を講じることに対し、事業継続計画(BCP)はもっと的を絞って事業の継続あるいは早期復旧を目的とした計画であることから、リスクマネジメント（広義）の一環として事業継続のためリスクマネジメント（狭義）と危機管理の両方を含んだ具体対策といえる。



## 《 危機・リスク事例 》 PL ～ バンプレスト カプセル入り玩具誤飲事故 ～

バンプレストは、資本金 1 億円、従業員 180 人（注2）の玩具、遊具機器、景品等の企画、開発、販売をする株式会社である。

### 1. カプセル玩具

バンプレストが製造したカプセル入り玩具は、プラスチック製の球状のカプセル内に玩具と説明書兼注意書が封入されたものである。

カプセル玩具は、スーパーの店舗等に設置された専用のゲーム機に收容され、ゲーム機に硬貨を入れて簡単なゲームをすると、景品としてカプセル玩具が取り出し口に 1～3 個出てくる。

### 2. 事故

平成 14 年 8 月 9 日、長男（当時 6 歳 11 か月）と母親は赤ちゃん本舗鹿児島へ行き、そこに設置されていたバンプレスト製造のゲーム機「プチポンコレクション」より景品として取得したカプセル玩具を自宅へ持ち帰った。

8 月 10 日夜、家で長男、長女、次男がカプセルをボール代わりにして遊び、次男（2 歳 10 か月）がカプセルを手に持って走り回っていたところ、カプセルを口に持っていった瞬間にカプセル全体が口の中に入ってしまった。

それを見ていた母親は、口からカプセルを取り出そうとしたが、手の入る隙間もなく取り出すことができなかつたため、午後 9 時 50 分ころ 119 番通報をした。その間に次男は意識を失ってしまった。

午後 9 時 55 分ごろ救急車が到着し、救急隊員がカプセルを取り出そうとしたがそれでも取り出せず、午後 10 時 13 分ごろそのまま病院に搬送した。

### 3. 病院での処置

病院で診察したところカプセルは舌の奥の咽喉頭部に詰まっており、単に口内を除いただけでは見えなかつた。そこでコッヘル（鉤状の医療器具）を用いて指の届くところまで引っ張り出し、ようやくカプセルを指で取り出した。

その後直ちに気管内挿管や心臓マッサージ等の蘇生措置が行われ、午後 10 時 25 分ころ次男の心拍は再開した。

しかし、約 30 分間の低酸素状態にあったため低体温症療法等の高度生命管理が必要と判断されたため、心拍再開後直ぐに救急車で市立病院へ搬送された。

市立病院では低酸素脳症と診断され、平成 14 年 8 月 10 日から 8 月 28 日まで ICU で集中管理治療が行われ、その後小児科病棟でリハビリテーションと経鼻栄養が行われ平成 14 年 10 月 25 日退院した。

入院中に鹿児島市より身体障害者 1 級（事故による両上肢の機能全廃及び両下肢の機能全廃並びに体幹の機能障害（座位不能））の認定を受け、身体障害者手帳の交付を受けた。

市立病院退院後も、自宅で母親らの介護を受けながら鹿児島市の医療福祉センターに平成 17 年 4 月末まで通院してたが、低酸素脳症後遺症によるベッド上全介助（いわゆる寝たきり）状態で、喀痰排出困難による肺炎や呼吸困難の進行による呼吸不全などの恐れがあることから 17 年 5 月 1 日より同医療福祉センターに入院した。

#### 4. PL 訴訟

平成 18 年 1 月 17 日、被害者と両親はカプセル玩具のメーカーであるバンプレストを相手に鹿児島地裁に PL（製造物責任）訴訟を提起した。

被害者側およびバンプレスト側それぞれの主な主張は、次の通りである。

##### (1)被害者側の主張

###### ①設計上の欠陥

財団法人母子衛生研究会発行の「不慮の事故と救命手当～乳幼児の事故予防・救命手当マニュアル～」によれば 3 歳児の口腔の最大開口量に相当する直径 39mm 以下の物は子供の口の中に入るので誤飲や窒息の恐れがあるとしており、本件カプセルは 40mm と 1mm しか違いがなく子供の個体差を考慮すると 2 歳 10 か月の子供の口に容易に入るサイズであった。通常予見される使用形態を考慮すると、サイズ自体が通常要すべき安全性を欠いている。

###### ②表示上の欠陥

バンプレストはカプセルの中に窒息、誤飲に対する危険がある旨表示した説明書が入っているというが、カプセル玩具は親が介在せずに購入することが十分考えられ、カプセルの外部でなくカプセル内に、しかも子供には読めない漢字をもって注意喚起しても意味をなさない。

また本件で問題とされているのはカプセルの中身ではなくカプセルそのものによる誤飲や窒息の危険性であり、カプセルを開けて中を見なければ分からない注意書きは表示上の欠陥にあたる。

###### ③損害賠償請求額

総額	1 億 798 万 7837 円
・付添看護費	39 万 9500 円 (8500 円×47 日)
・自宅付添看護費	851 万円 (10000 円×851 日)
・通院付添費	45 万 2100 円 (3300 円×137 日)
・入院諸費用	1 万 7600 円 (2200 円×8 か月)
・入院雑費及び入所雑費	53 万 7000 円 (1500 円×358 日)
・入院慰謝料	527 万 8000 円
・後遺障害慰謝料	2800 万円
・逸失利益	4899 万 3637 円 (ライプニッツ方式)
・両親の慰謝料	600 万円 (300 万円×2 人)
・弁護士費用	980 万円 (本人分 920 万円、両親分 30 万円×2 人)

##### (2)バンプレスト側の主張

###### ①設計上の欠陥

本件カプセルは玩具の包装容器で、カプセルを開けて中の玩具で遊ぶことが予定されているのであり、カプセルで遊ぶことは想定されていない。

日本玩具協会作成の基準では3歳未満の幼児の玩具は直径31.8mm以上とされており、アメリカ材料試験協会作成の玩具の安全性に関する消費者安全規格も36カ月未満の子供用玩具は31.7mm以上、国際標準化機構（ISO）や欧州標準化委員会も同様の基準であり、直径40mmの本件カプセルはいずれの基準も満たしており欠陥はない。

## ②表示上の欠陥

説明書兼注意書をカプセル内に入れており、口の中に絶対入れないことおよび三歳未満の子供の誤飲の危険を表示しており、表示上の欠陥はない。

## 6. 判決

### (1)欠陥を認定

本件カプセルは通常の玩具の包装とは異なり耐用性があり、三歳未満の幼児でも転がして遊ぶといった単純な遊びにより容易に玩具に転用できる。

三歳未満の幼児がカプセルとして使用することは、通常予見される使用形態であると認められる。

各調査（注3）によると三歳前後の男児の最大開口量の平均値は36mm～39mm、三歳未満の幼児でも40mmを超えることは珍しくない。

本件カプセルの設計は、乳幼児の口腔内に入ってしまった場合、口腔からの除去や気道確保が非常に困難な形状であった。本件カプセルのように幼児が手にする物は、口腔から取り出しやすくするために、角形ないし多角形とし、表面が滑らかでなく、緊急の場合に指や医療器具に掛かりやすい粗い表面とする、また気道確保のために十分な径を有する通気口を複数開けておく等の設計が必要であった。

従って本件カプセルは三歳未満の幼児が玩具として使用することが通常予見される使用形態であるにもかかわらず、三歳未満の幼児の口腔内に入る危険、さらに一度口腔内に入ると除去や気道確保が困難になり、窒息を引き起こす危険を有しており、表示上の欠陥を判断するまでもなく、設計上通常有すべき安全性を欠いており欠陥がある。

### (2)認容額

自宅内での幼児の窒息事故を防止する注意義務は一次的には両親にある。両親は子供がカプセルで遊んでいるのを漫然と放置し、十分な管理、監督の注意義務を果たしたとはいえず、バンプレストは損害額の3割を負担するのが相当として以下を命じた。

次男に対して 損害額 2296万3328円、弁護士費用 30万円

両親に対して 損害額各 45万円、弁護士費用各 5万円

## 出典・引用

（注1）中小企業庁「中小企業BCPの策定促進に向けて～中小企業が緊急事態を生きぬくために～平成24年版」より

（注2）バンプレストホームページ（2013年4月1日現在）

（注3）「成長に伴う小児の最大開口量の変化」と題する論文（小児歯科学雑誌三一（五））、「小児の最大開口量に関する研究—成長に伴う最大開口量の変化—」と題する論文（小児歯科学雑誌三七（四））、

「一、二歳児における最大開口量の検討」と題する論文（小児歯科学雑誌四二（五））  
（注4）上記1～6は「損害賠償請求事件、鹿児島地裁平18（ワ）22号、平20.5.20民一部判決 判例時報平成20年11月11日No2015号」をもとに作成

### リスクマネジメントのポイント

今回の事例は、カプセル入り玩具のカプセルを幼児が誤飲し重い後遺症を負った事故のPL（製造物責任）訴訟で、メーカーの設計欠陥が認定されたものである。

製造物責任法では、「欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる（第3条）」とし、『欠陥』とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう（2条2項）」と規定されている。

本件カプセルのPL判決は、通常予見される使用形態として、幼児が誤飲する事故も当然起こりうることを前提に、安全性を確保することを求めた判決である。

法律や安全基準（ST基準など）は守るべき最低基準であって、基準を守っていたのみではPL責任は逃れられるものではないことを明確に示した判決である。

メーカーは製品の設計製造にあたっては、誤使用、想定外使用などあらゆる角度からリスクを洗い出し、安全設計（リスクコントロール措置）をすることが求められる。

なお本件は、PL保険でカバーされる事故である。

以上